

# 令和8年度（2026年度）熊本県天草地域二地域居住推進コンソーシアム事務局運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県天草地域二地域居住推進コンソーシアム事務局運営業務委託

## 2 業務の目的

県内において二地域居住の推進を図るため、県内の先行モデル地域として、天草地域の管内市町と連携し、受け入れ態勢の構築や地域資源の磨き上げに関する実証を行うとともに、地域内外の移動手段の利便性向上や利用者の負担軽減、交流拠点の機能強化、これらを結ぶ道路整備の必要性等を検討し、ソフト・ハード両面の取り組み項目をまとめた二地域居住推進のためのロードマップ（実施計画）を策定する。

これにより、地域内の生活の利便性向上を図り、都市部からの来訪促進だけでなく、地域住民と二地域居住者との交流も促進することで、都市生活だけでは体現できない魅力的な暮らしができる地域づくりを目指す。

## 3 業務の履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

## 4 業務内容

業務の内容は、次の（1）及び（2）のとおりとし、事業に要する経費は、括弧内の金額の範囲内とする。

（1）コンソーシアム運営管理に関する業務（15,000千円）

### ① 会議運営

- ・ 県と天草地域の3市町（天草市、上天草市、苓北町）、関係団体等で構成される協議体（以下「コンソーシアム」という。）において、二地域居住推進に向けた課題整理及び検討を行う。（参考：コンソーシアム組織図参照）
- ・ 各市町の意向を踏まえ、構成メンバーを効果的に編成し、継続性のある分科会を設置する。また、ワークショップ等を通じて地域住民の意見を収集する。
- ・ 本事業を、県及び市町の若手行政職員が二地域居住の実務や地域課題、住民協働のプロセスを実践的に学ぶ機会とする。

・ コンソーシアムで協議する内容は以下（ア）～（ウ）のとおりとする。

（ア）交通・移動手段の利便性向上、負担軽減、交流拠点整備に係る検討

- ・ 「（2）地域資源を活用した受入体制整備・実証事業」の各実証事業において、陸・海・空を組み合わせた交通・移動ルートを設計し、得られた課題等を踏まえ、都市部から天草地域とそれぞれの地域内でのアクセス向上に向けた課題整理や負担軽減策について検討を行う。
- ・ 二地域居住を推進するため、陸・海・空の公共交通の利用促進策を検討するとともに、レンタサイクルやカーシェア等の多様な移動手段の活用についても

検討する。

- ・併せて、地域内の交流拠点の活用の方向性を示し、生活環境の改善につながる方策を検討する。

(イ) 子育て世帯の長期滞在の実現に向けた検討

- ・未就学児や小学生の長期滞在プログラムの実施可能性、3市町による広域的な学びの仕組みなど、主に子育て世代を対象とした家族単位での中長期滞在プログラムの具体化に向け、課題の整理と対応策の検討を行う。
- ・継続的な実施に向けて、ターゲット層の解像度を高める。

(ウ) 大学等によるフィールドワークの受け入れに向けた検討

- ・化石採集やアート活動、産業や文化の継承など、地域資源を活用し、または地域課題の解決を目指して行う大学や研究機関によるフィールドワーク等の研究活動を受け入れるために必要な課題の整理と対応策の検討を行う。

(エ) ふるさと住民登録制度との連携

- ・二地域居住を推進する観点から、ふるさと住民登録制度との連携について検討し、二地域居住者への施策等について整理する。

② 実施計画（ロードマップ）の策定

- ・実証事業等で得られた知見を整理し、短期（2～3年）・中期（5～10年）・長期（10～20年）のロードマップを策定し、天草地域全体で計画的に二地域居住を推進するための基礎資料とする。
- ・ロードマップには、交通ネットワークの構築や、今後必要な道路整備等、各自治体の施策へ反映可能な内容を盛り込む。

(2) 地域資源を活用した受入体制整備・実証事業（6,000千円）

- ・天草地域の3市町における地域資源活用や二地域居住者のニーズを把握し、実証事業を実施する。
- ・各モニタープログラムの内容は公募開始時点における案であり、今後県及び各市町と協議のうえ決定する。

<効果検証>

- ・参加者数：各市町5～10名程度
- ・参加者へのヒアリングやアンケート調査による意見・評価の収集に加えて、滞在中の行動データ等を取得し、実際の行動パターン及び利用状況を把握するなど、多角的な検証を行う。

① 離島地域におけるアートを活用した交流促進の実証（天草市）

<事業内容>

- ・御所浦地域において、アーティスト等が一定期間滞在し創作・研究活動を行うアーティスト・イン・レジデンス等、御所浦地域の豊かな地域資源を体感しながら行う二地域居住について検証する。

② 交流施設を活用した地域体験・滞在に係る実証（上天草市）

＜事業内容＞

- ・湯島交流施設（シーグラス）を活用したワーケーションプラン（宿泊＋体験）など、希望する二地域居住スタイルに合わせた「おためし暮らし居住体験プログラム（農業・漁業体験・郷土料理教室等）」を開発し、地域住民との交流を行う二地域居住について検証する。

③ 二地域居住の体験モニターツアーの開発と実施（苓北町）

＜事業内容＞

- ・子育て世帯が地域に滞在する際の体験プログラムを開発し、地域住民との交流など、地域資源を活かした多様な体験要素を組み込んだ二地域居住について検証する。

（３）学識者からの意見聴取

本事業の実施にあたっては、コンソーシアムのアドバイザーである下記の者から意見聴取を行いながら、運営及びロードマップ作成を行うこと。

なお、本委託契約前に連絡・質問等を行う場合、必ず県を通して行うようご留意いただきたい。

- ・熊本大学 准教授 田中 尚人 氏
- ・熊本県立大学 教授 柴田 祐 氏

（４）その他

① コンソーシアム運営に関する検討

- ・前述（１）及び（２）の実施結果等を踏まえ、令和９年度以降のコンソーシアムの運営手法について具体的提案を行う。

② 県内他地域への展開に関する検討

- ・本業務における検証結果やコンソーシアムの運営実績等をもとに、他地域においても二地域居住を促進する仕組み・手法について提案を行う。

③ 進捗管理

- ・本業務の円滑な運営に向け、県と協議のうえ年間スケジュールを作成し、進捗管理及び課題管理を行う。

④ その他

- ・上記（１）～（４）に付随する業務を行う。

## 5 目標値

- ・ワークショップ参加者数（住民・自治体職員など）： 90名（各市町30名）
- ・モニタープログラム参加者： 20名（各市町5～10名）

- ・実施計画（ロードマップ）策定：1件

## 6 業務進捗状況及び完了報告

- ・業務の実施にあたっては、業務スケジュール表を作成し、県と協議のうえ実施する。
- ・実施期間中は、県と協議のうえ定める頻度で経過報告等を行い、必要に応じ実施方法等の変更を行う。
- ・受託者は、業務期間中、県の求めに応じ、業務の進捗状況に関する報告を行う。
- ・受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに知事宛てに報告する。

## 7 成果品

本業務において受託者が作成すべき成果品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 二地域居住推進に係る実施計画（ロードマップ） 1件
  - ・短期（2～3年）、中期（5～10年）、長期（10～20年）の、交通ネットワークの構築方針、交流拠点の活用方策、地域資源を活用した受入体制整備等を体系的に整理したものとする。
  - ・実証事業により得られた知見を反映し、天草地域全体で計画的に二地域居住を推進するための基礎資料として取りまとめること。
  - ・各自治体の施策へ反映可能な内容を含むものとする。
- (2) 業務完了報告書 1件
  - ・令和9年度以降のコンソーシアム運営手法についての具体的な提案を含むものとする。
  - ・県内の他地域において二地域居住推進を展開するための推進モデルの提案を含むものとする。

## 8 委託料

委託料は業務完了後一括払いとし、委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費等）及び一般管理費とする。

備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。機材等の場合、事業期間内のリース料は認める。

なお、本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておく。また、必要に応じ県が関係書類の提出を求めた場合は提供すること。

## 9 特記事項

- (1) 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。

- (3) 個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- (4) 本業務を第三者に再委託することはできない。但し、県と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- (5) 本業務の実施にあたっては、県、市町、関係機関及び県が本事業に関連した別  
に実施する事業の受託者等と綿密な連携及び必要な情報等を提供することとし、  
疑義等が発生した場合は、県と協議のうえ解決することとする。
- (6) 本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び使用权は、全て熊本県に帰属する。
- (7) 本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。